

問題 1	行政法	行政行為の取消しと撤回
------	-----	-------------

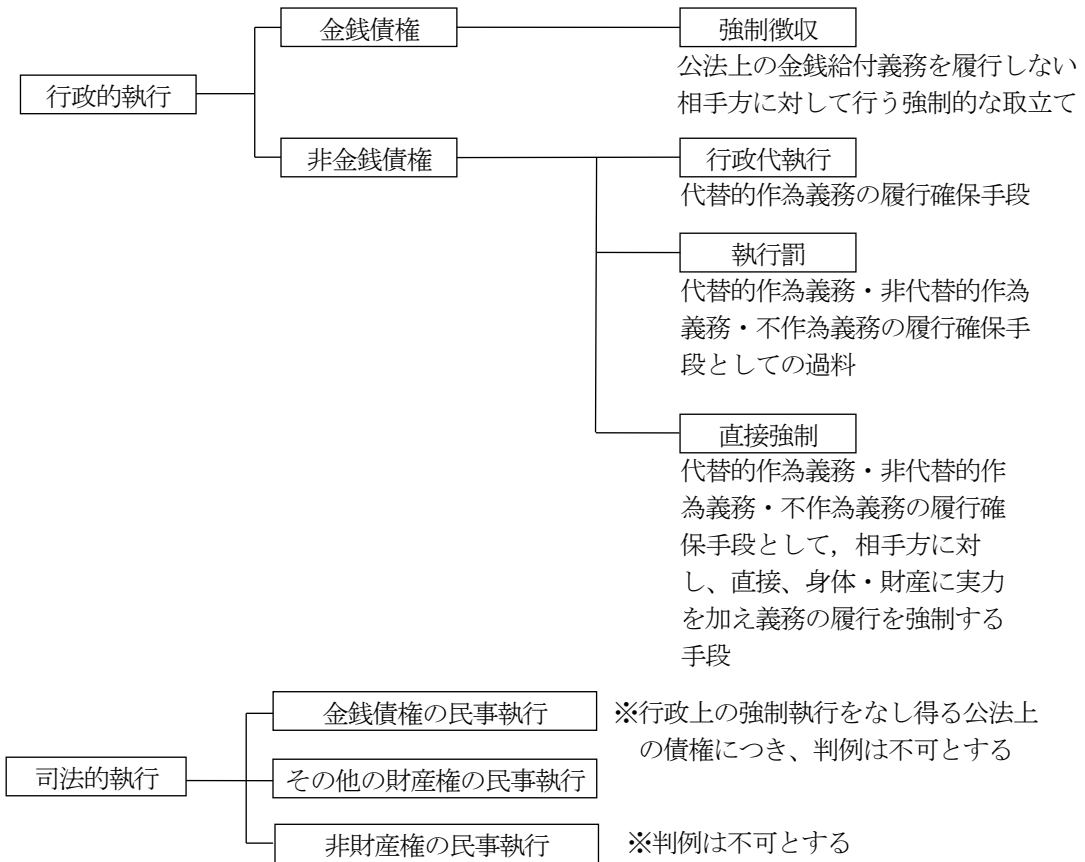
【職権取消しと撤回】

	明文の要否	取消(撤回)権者	取消し(撤回)の効果	取消(撤回)権の制限
職権取消し	不要	処分庁・上級庁 i	遡及効 ii	あり
撤回	不要 iii	処分庁のみ iv	将来効	あり

- i 通説は監督権の行使として上級行政庁に取消権を認めるが、異説もある。
- ii 授益的行政行為の場合は、相手方の信頼を害し得るため将来効とする余地がある。
- iii 通説・判例は撤回の根拠を行政行為の公益適合性に置き、個別の法的根拠を必要としないという立場に立っているが、異説もある。
- iv 撤回権は処分権と裏腹の関係に立つものであり、上級行政庁の監督権の範囲に含まれないからである。

問題 2	行政法	行政上の義務履行確保
------	-----	------------

行政により課された義務を、市民が果たさない場合に、義務の履行をどのように確保するかについて、①行政が自力で強制執行する場合（行政的執行）と、②行政が裁判所に訴え出て、裁判所の救済により履行を確保する場合（司法的執行）とがある。こうした手段を一覧にしたものを以下に示す。



問題3	行政法	不利益処分
-----	-----	-------

【申請に対する処分と不利益処分】

(表中, 「行政手続法」省略)

		申請に対する処分		不利益処分	
定義		法令に基づき、許認可等を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものを「申請」といい(2条3号)、それに対する処分をいう。		行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう(2条4号本文)。適用除外規定あり(2条4号ただし書)。	
基準	設定	審査基準	義務(5条1項)	処分基準	努力義務(12条1項)
	公表		公にする義務(5条3項)		公にする努力義務(12条1項)
	具体化		できる限り具体的なものとしなければならない(5条2項)		できる限り具体的なものとしなければならない(12条2項)
理由の提示 ※1	時期	原則	同時(8条1項本文)	原則	同時(14条1項本文)
		例外	許認可等の要件や審査基準が明確で、申請がそれに適合しないことが申請の内容から明らかな場合には、求めに応じて示せば足りる(8条1項ただし書)。	例外	理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合には、理由提示に困難な事情がある場合を除き、処分後相当の期間内にこれを示す(14条1項ただし書、2項)。
	方式	処分を書面である場合には書面による(8条2項)	処分を書面である場合には書面による(14条3項)		
意見陳述の機会	申請者	なし	名あて人	聴聞(15条以下)※2	
	申請者以外	公聴会開催についての努力義務(10条)	名あて人以外	聴聞における参加人の手続上の諸権利(17条、18条)	

※1 申請に対する処分について理由の提示が要求されるのは、「申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合」である。

※2 弁明手続については、口頭による意見陳述権は保障されていないが、行政庁が口頭であることを認めたときには口頭で意見を述べることができる(29条1項)。

問題 8	行政法	条例
------	-----	----

【図表】条例と規則（法文名は地方自治法）

	条例	規則
定義	地方公共団体の議会が制定する自主法	地方公共団体の長・委員会が制定する自主法
制定主体	議会(96条1項1号)	長(15条1項)、委員会(138条の4第2項)
制定し得る範囲	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の事務である自治事務及び法定受託事務すべてについて制定可能(14条1項・2条2項、15条1項・2条8項9項) 法令に違反しない範囲において制定可能(14条1項、15条1項) 委員会の規則の場合は、138条の4第2項とは別に、個別の法律の根拠が必要 	
必要的条例事項	義務を課し、又は権利を制限する事項（法令に特別の定めがある場合を除く）(14条2項)	
制定手続	<ul style="list-style-type: none"> 条例案の提出権者は、長及び議員にある(149条1号・96条1項1号、112条1項本文)。ただし、議員が提出するには議員定数の12分の1以上の賛成が必要(112条2項) 出席議員の過半数により可決される(116条1項) 議会の議長は議決があったときは、その日から3日以内に長に送付しなければならない(16条1項) 	<ul style="list-style-type: none"> 規則は、議会の議決を経ることなく長の決裁のみによって、制定される
公布期日	長は、条例の送付を受けた場合は、その日から20日以内に公布しなければならない(16条2項本文)	条例の公布手続に準ずる(16条5項本文)
施行期日	条例は、条例に特別の定めがあるものを除く外、公布の日から起算して10日を経過した日から、施行する(16条3項)	法令、条例および当該規則に特則がある場合はそれにより、特則がない場合には、条例の場合と同様、公布の日から起算して10日を経過した日から施行される(16条5項)
条例又は規則に違反した者に対する罰則	法令に特別の定めがある場合を除き、 <ul style="list-style-type: none"> 2年以下の懲役若しくは禁錮 100万円以下の罰金 拘留・科料・没収 5万円以下の過料 (14条3項)	法令に特別の定めがある場合を除き、5万円以下の過料(15条2項)
条例と規則の関係	<ul style="list-style-type: none"> 長の規則で定める領域においては、条例の委任なしに規則を制定することができ、両者の関係は併存独立の関係にある 共管事項に属する領域である場合には、条例が規則に優先するとされている 	